

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 5月19日

【届出者の名称】 日本瓦斯株式会社

【届出者の所在地】 東京都中央区八丁堀 2丁目10番 7号

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀 2丁目10番 7号

【電話番号】 03 - 3553 - 1281 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部総務部長 渡辺 直美

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 日本瓦斯株式会社
(東京都中央区八丁堀 2丁目10番 7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、日本瓦斯株式会社をいいます。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注9) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利を指します。

(注10) 本公開買付けは、日本で設立された会社である当社の普通株式を対象としています。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行います。本公開買付けに関する書類の一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬がある場合には、日本語の書類が英語の書類に優先します。
- (注12) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果は、「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係人は、将来の記述を含む明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではなく、実際の結果は大きく異なることがあります。本書の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で、公開買付者が有する情報に基づき作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係人は、将来の事象や状況を反映するために、かかる記述を変更又は修正する義務を負いません。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は、健全な財務体質を維持し、事業に必要な投資に備えるための資金を確保しながら、企業価値の長期的な向上に努めた上で、株主の皆様に対して、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを重要な基本方針のひとつとしております。また、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

当社グループは、2016年に予定されているエネルギー自由化後に到来する総合エネルギー企業群の創設に向けて、高度で大規模なアライアンス形成に参加する為に、当社が、当社の強みとして経営の軸としてきた小売領域での、圧倒的なパフォーマンスを確保すべく必要な構造改革と海外における厳しい自由化領域での小売事業に挑戦し続けております。また、一方で、平成23年9月28日には、国際的金融機関であるJP Morgan Chase & Co.の世界的な投資部門であるOne Equity Partners傘下のOEP NG LLC（以下、「OEP」といいます。）と資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といい、同契約に基づく提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結するとともに、平成23年10月18日、同社を引き受け先とする第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分を行い、その結果、OEPは、当該新株式の発行で3,600,000株、同じく当該自己株式の処分で5,400,000株、合計9,000,000株（増資後の発行済株式総数に対する割合18.53%）を取得しました。平成23年9月28日以降、当社とOEPそれぞれが指名するメンバーで構成する戦略的投資委員会を定期的に開催し、OEPの有する世界的なネットワークの活用を踏まえた当社の海外投資及び海外戦略に関する議論・検討を進め、また、OEPの有する高度な財務戦略にかかるノウハウを吸収しながら当社の資本戦略について議論を重ねたことにより、当社の海外戦略や資本戦略に関する知見は深まりを見せ、本資本業務提携は、当社グループの企業価値及び株主価値向上に大きく貢献し、成果をあげてまいりました。具体的には、例えば、本資本業務提携の実施前である平成23年3月期の連結営業利益は64億9,800万円、連結当期純利益は23億2,400万円であったのに対し、平成26年3月期の連結営業利益（監査前）は90億3,200万円、連結当期純利益（監査前）は94億6,400万円となっております。

かかる状況の下、平成26年4月下旬頃、OEP及びその共同保有者であるOEP NG COINVEST LLC（以下、「OEP共同保有者」といいます。）から、当社グループの企業価値向上に十分な成果が見られたことから、その保有する当社普通株式の全部（本書提出日現在の保有株式数は、OEP共同保有者の保有株式数も含め9,531,100株であり、同日現在の当社の発行済株式総数（48,561,525株）に対するその保有割合は19.63%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じ。））（以下、OEP共同保有者の保有株式も併せて「OEP保有株式」といいます。）を売却したい旨の申出を受けました。かかる申出を踏まえて、当社とOEP及びOEP共同保有者は、従前の本資本業務提携の十分な成果に鑑み、本資本業務提携契約を一旦解消する方向で協議を開始するに至りました。なお、本資本業務提携は本公開買付け終了後に解消する予定ですが、その後OEPとの間で新たな提携関係を構築し、OEPとは今後も引き続き友好的な関係を維持します。OEPにはかかる提携関係等を通じて当社の企業価値・株主価値の更なる向上に貢献していただける予定です。また、本書提出日現在のOEPの保有株式数は8,844,909株、その保有割合は18.21%、OEP共同保有者の保有株式数は686,191株、その保有割合は1.41%です。

当社は、かかる協議に際して、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、OEP保有株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。かかる検討の結果、当社は、当社がOEP保有株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることで、当社の事業や配当の方針に大きな影響を与えないこと、かかる自己株式の取得を行うに際しては、自己資金に加え、金融機関から借入れによって調達した資金（115億円）を充当いたしますが、かかる借入れの実施を前提としても、平成26年3月末日現在の当社単体の純資産（監査前）が約325億円存在することやOEP保有株式を自己株式として取得することにより将来的に不要となる配当にかかる想定負担額が大幅に減少することから当社の財務状態に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる当社の利益還元に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、10,000,000株（発行済株式総数に対する割合20.59%）を上限といたしました。

そこで、当社は、平成26年4月末頃、O E P及びO E P共同保有者に対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、O E P及びO E P共同保有者より、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、平成26年4月末頃から同年5月上旬にかけて本公開買付けの具体的な条件についてO E P及びO E P共同保有者と協議いたしました。具体的には、当社は、直近業績及び株価動向を踏まえて、1株につき1,510円（これは、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成26年5月15日）までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,602円（円未満を四捨五入、以下、単純平均値の計算において同じ。）に対して5.74%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率及びプレミアム率の計算において同じ。）のディスカウント（円未満四捨五入）となります。）を買付価格とすることをO E P及びO E P共同保有者に提案いたしました。その結果、O E P及びO E P共同保有者より上記条件にてO E P保有株式の全部である9,531,100株（発行済株式総数に対する割合19.63%）を本公開買付けに対してそれぞれ応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年5月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社社外取締役である山中敏定は、One Equity Partnersのアドバイザーとしての地位を有するため、利益相反回避措置の観点から、当社とO E P及びO E P共同保有者との事前協議には、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

また、当社は、O E P及びO E P共同保有者との間で、平成26年5月16日付けでそれぞれ同内容の公開買付応募契約（以下、「応募契約」といいます。）を締結しております。各応募契約において、O E P及びO E P共同保有者は、その保有する当社普通株式の全部（保有株式数合計9,531,100株、発行済株式総数に対する割合19.63%）を本公開買付けにそれぞれ応募する旨の合意をしております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

O E Pは、本書提出日現在、当社の筆頭株主たる主要株主に該当しておりますが、本公開買付けに係る応募がなされた場合、当社の筆頭株主たる主要株主に該当しない見込みとなり、筆頭株主たる主要株主の異動が生じる予定です。

また、本資本業務提携契約は、本公開買付け終了後に解消される予定ですが、O E Pとの間で、本資本業務提携の解消と同時に、新たに、O E Pの有する海外ネットワークや高度な財務戦略を活用する提携関係の構築を予定しており、本公開買付け終了後においても、当社とO E Pの友好的な関係に変わりはありません。O E Pはこれまでと同様に当社の企業価値・株主価値の更なる向上に貢献していただける予定です。なお、One Equity Partnersのアドバイザーとしての地位を有する当社の社外取締役である山中敏定は、本公開買付け終了後に辞任する予定です。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

48,561,525株（平成26年5月19日現在）

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(3)【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	10,000,100	15,100,151,000

(注)取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、20.59%であります(小数点以下第三位を四捨五入)。

(4)【その他()】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成26年5月19日(月曜日)から平成26年6月17日(火曜日)まで(22営業日)
公告日	平成26年5月19日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき 金1,510円
算定の基礎	<p>当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年5月16日の前営業日(同年5月15日)の当社普通株式の終値1,678円、同年5月15日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,602円、及び同年5月15日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,410円を参考にいたしました。</p> <p>一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様のご利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。</p> <p>そこで当社は、平成26年4月末頃、OEP及びOEP共同保有者に対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、OEP及びOEP共同保有者より、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>それを受けて、平成26年4月末頃から同年5月上旬にかけて本公開買付けの具体的な条件についてOEP及びOEP共同保有者と協議いたしました。当社は、直近業績及び株価動向を踏まえて、1株につき1,510円(これは、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成26年5月15日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,602円に対して5.74%のディスカウント(円未満四捨五入)となります。)を買付価格とすることをOEP及びOEP共同保有者に提案いたしました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。その結果、OEP及びOEP共同保有者より上記条件にてOEP保有株式の全部である9,531,100株(発行済株式総数に対する割合19.63%)を本公開買付けに対してそれぞれ応募する旨の回答を得られました。</p>

	<p>以上の結果、買付価格は、1,510円（平成26年5月15日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,602円に対して5.74%のディスカウント率を適用して円未満を四捨五入した額となります。）とすることを、平成26年5月16日開催の取締役会において決定いたしました。</p> <p>なお、買付価格である1,510円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年5月16日の前営業日（同年5月15日）の当社普通株式の終値1,678円から10.01%、同年5月15日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,602円から5.74%、それぞれディスカウントした金額となりますが、同年5月15日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,410円からは7.09%のプレミアムを加えた金額になります。</p> <p>また、買付価格である1,510円は本書提出日の前営業日（平成26年5月16日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値1,669円に対して9.53%をディスカウントした金額となります。</p> <p>なお、当社は、平成25年3月11日から平成25年4月10日まで当社普通株式を対象として行った公開買付けでは買付価格を1株につき989円とし、また、平成25年8月13日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（TOSTNET-3）にて実施した自己株式取得では取得価格を1株につき1,179円としております。これらの金額と本公開買付けにおける買付価格（1株につき1,510円）は、いずれも当社普通株式の市場株価を基準として価格の決定がなされている上、ディスカウント率に差異があるため、価格に差異が生じております。</p>
算定の経緯	<p>平成26年4月下旬頃、OEP及びOEP共同保有者から、当社グループの企業価値向上に十分な成果が見られたことから、その保有する当社普通株式の全部を売却したい旨の申出を受けました。</p> <p>当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、OEP保有株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社は、かかる自己株式の取得が当社の利益還元に関する基本方針に合致すると判断いたしました。自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。</p> <p>当社は、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>そこで、当社は、平成26年4月末頃、OEP及びOEP共同保有者に対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、OEP及びOEP共同保有者より、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>それを受けて、平成26年4月末頃から同年5月上旬にかけて本公開買付けの具体的な条件についてOEP及びOEP共同保有者と協議いたしました。具体的には、当社は、直近業績及び株価動向を踏まえて、1株につき1,510円（これは、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成26年5月15日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,602円に対して5.74%のディスカウント（円未満四捨五入）となります。）を買付価格とすることをOEP及びOEP共同保有者に提案いたしました。その結果、OEP及びOEP共同保有者より上記条件にてOEP保有株式の全部である9,531,100株（発行済株式総数に対する割合19.63%）を本公開買付けに対してそれぞれ応募する旨の回答を得られました。</p> <p>以上を踏まえ、当社は、平成26年5月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。</p>

(3)【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	10,000,000 (株)	(株)	10,000,000 (株)
合計	10,000,000 (株)	(株)	10,000,000 (株)

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(10,000,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下、「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下、「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下、「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。（注2）

日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は申告分離課税の適用対象となります。

国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

応募に際して、応募株券等が公開買付代理人の応募株主口座に記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。

当社の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等については、特別口座に記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載する方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4)【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

7【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	15,100,000,000
買付手数料(b)	20,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a)+(b)+(c)	15,123,000,000

(注1)「買付代金(円)(a)」欄は、買付予定数(10,000,000株)に1株当たりの買付価格(1,510円)を乗じた金額を記載しております。

(注2)「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3)「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4)その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士費用等がありますが、本公開買付け終了後までその額は未定です。

(注5)上記金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

届出日の前日現在の預金

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	当座預金	16,396,459,855円
	計	16,396,459,855円

(注)上記預金等合計16,396,459,855円には、下記借入金合計115億円が含まれております。

届出日前の借入金

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	借入金額
銀行業	株式会社三菱東京UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	当座貸越契約 期間：平成26年5月8日から半年間 金利：T I B O R をベースとした市場連動金利 担保：無し	5,000,000,000円
銀行業	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町一丁目5番5号)	当座貸越契約 期間：平成26年5月8日から半年間 金利：T I B O R をベースとした市場連動金利 担保：無し	3,500,000,000円
銀行業	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	当座貸越契約 期間：平成26年5月8日から半年間 金利：T I B O R をベースとした市場連動金利 担保：無し	3,000,000,000円
合計			11,500,000,000円

8【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【決済の開始日】

平成26年7月9日(水曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は申告分離課税の適用対象となります。

国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、その場合、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成26年6月17日までに租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(平成26年7月8日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(4)【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

9【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数（10,000,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2)【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7)【その他】

当社は、O E P及びO E P共同保有者との間で、平成26年5月16日付けでそれぞれ同内容の応募契約を締結しております。各応募契約において、O E P及びO E P共同保有者は、その保有する当社普通株式の全部（保有株式数合計9,531,100株、発行済株式総数に対する割合19.63%）を本公開買付けにそれぞれ応募する旨の合意をしております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

当社は、平成26年4月24日付けで「平成26年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成26年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要
（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(イ) 損益の状況

決算年月	平成26年3月期（第60期）
売上高	126,833百万円
売上原価	78,624百万円
販売費及び一般管理費	39,176百万円
営業外収益	740百万円
営業外費用	578百万円
当期純利益	9,464百万円

(ロ) 1株当たりの状況

決算年月	平成26年3月期（第60期）
1株当たり当期純利益	220.93円
1株当たり純資産額	1,017.92円

(ハ) 平成27年3月期の連結業績予想（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

決算年月	第2四半期	通期
売上高	60,000百万円	133,000百万円
営業利益	2,700百万円	10,000百万円
経常利益	2,600百万円	9,800百万円
当期純利益	1,400百万円	6,000百万円
1株当たり当期純利益	31.79円	136.25円

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第一部						
	平成25年 11月	平成25年 12月	平成26年 1月	平成26年 2月	平成26年 3月	平成26年 4月	平成26年 5月
最高株価(円)	1,126	1,127	1,197	1,200	1,590	1,710	1,756
最低株価(円)	1,022	1,016	1,054	1,020	1,138	1,411	1,644

(注)平成26年5月については、平成26年5月16日までの株価となっております。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第58期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)平成24年6月28日 関東財務局長に提出
事業年度 第59期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)平成25年6月27日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第60期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)平成26年2月13日 関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

日本瓦斯株式会社
(東京都中央区八丁堀2丁目10番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。